

特別支援教育就学奨励費 補助費目一覧

| 費 目 | 小学校 | 中学校 | 備 考 |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------|--|
| 学校給食費 | 実費の 1/2 | 実費の 1/2 | |
| 修学旅行費 | 実費の 1/2 (限度額 10,790 円) | 実費の 1/2 (限度額 28,860 円) | 交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費(小学校又は中学校を通じてそれぞれ 1 回) |
| 校外活動費 (宿泊を伴わないもの) | 実費の 1/2 (限度額 800 円) | 実費の 1/2 (限度額 1,155 円) | 交通費及び見学科 |
| 校外活動費 (宿泊を伴うもの) | 実費の 1/2 (限度額 1,845 円) | 実費の 1/2 (限度額 3,105 円) | 交通費、宿泊費及び見学科(学年を通じて 1 回) |
| 学用品・通学用品費 | 実費の 1/2 (限度額 5,820 円) | 実費の 1/2 (限度額 11,370 円) | 学用品費 通常必要とする学用品(ノート、筆記用具、副教材、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴、実験・実習用の材料、作業衣等)の購入費 通学用品費 通学のため通常必要とする通学用品費(通学用靴、雨傘、雨靴、上履き、帽子等)の購入費 ※購入した品名と金額及び日付がわかる領収書等が必要です。 |
| 新入学児童生徒学用品・通学用品費(1年生のみ) | 実費の 1/2 (限度額 25,555 円) | 実費の 1/2 (限度額 30,490 円) | 新 1 年生が入学準備のために購入した学用品・通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)の購入費 ※購入した品名と金額及び日付がわかる領収書等が必要です。 |

○限度額は 2023 年度のものであります。

例えば、新入学児童生徒学用品・通学用品費(1年生のみ)で限度額 25,555 円の補助を受ける場合には、51,110 円分の領収書又はレシートが必要になります。ランドセル等の新入学準備品は、入学前に購入される場合も支給対象としますので、領収書・レシートの保管に特にご注意ください。

※学校徴収金で購入したものについては、学校からの報告により支給しますので領収書の提出は不要です。学校徴収金で限度額に満たない場合は、学校から案内がありますので、領収書・レシートの提出をお願いします。

【注意事項】

補助費目は世帯の収入状況に応じて異なります。また、補助の対象となるものは学校の授業等で使うものです。自習用に購入したものや、日常生活で用いるものは対象となりません。

【お問い合わせ】
 藤崎町教育委員会
 学務課教育支援係
 電話：40-0708